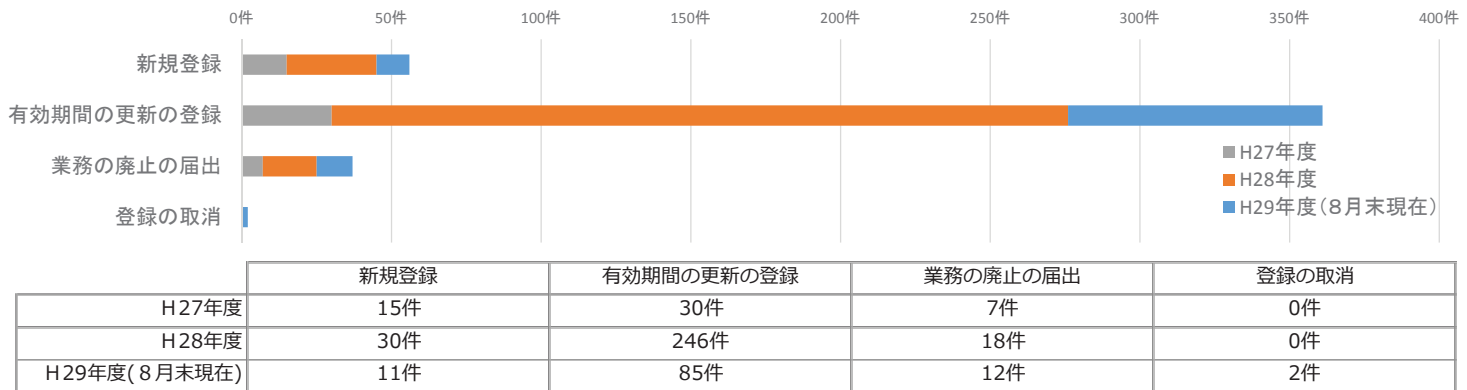


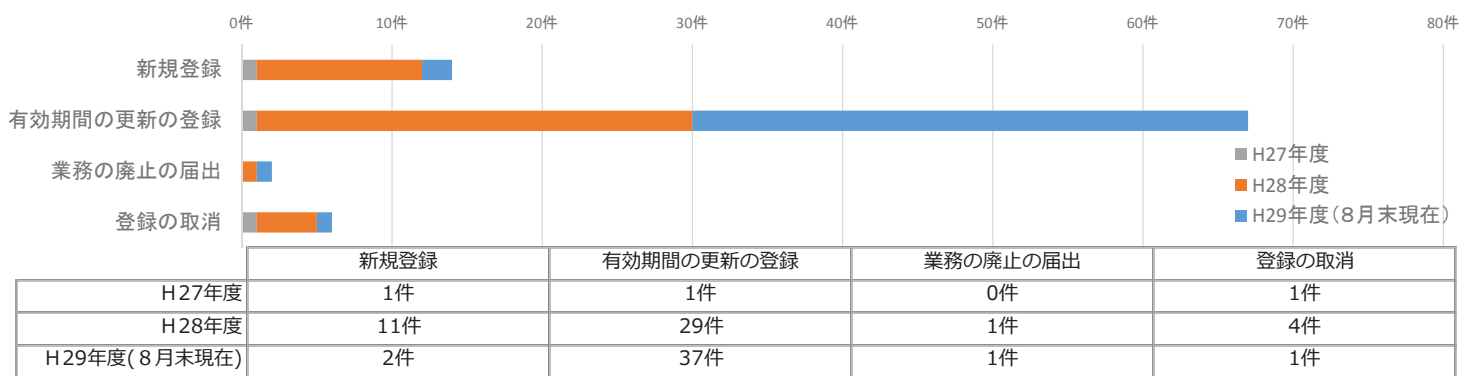
自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲についての実態調査①

第4次地方分権一括法が平成27年4月1日に施行されてから2年余り経過したことを踏まえ、自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲後の活用状況やそのメリットについて、事務・権限の移譲を受けている指定都道府県(8団体)・指定市町村(11団体)(別紙参照)に対して調査を行った。

Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。(指定都道府県)

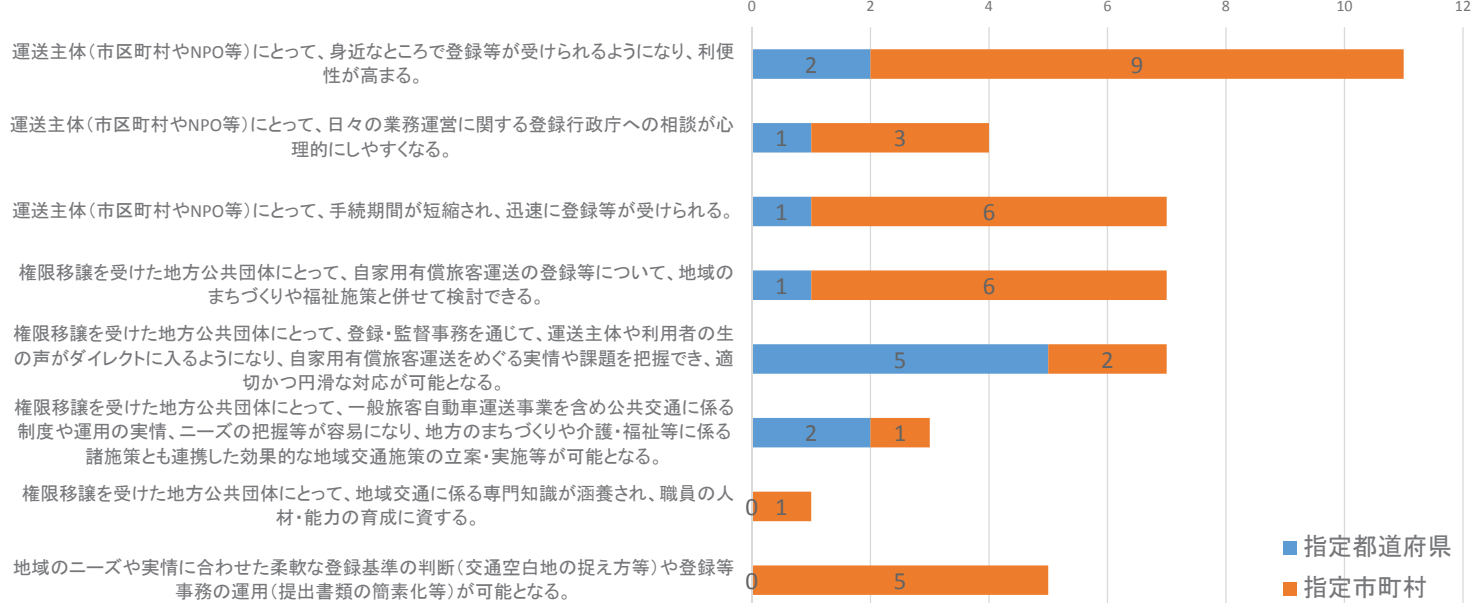


Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。(指定市町村)



自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲についての実態調査②

Q. 自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限の移譲(手挙げ方式)を受けるメリットは何と考えていますか。(複数回答可)



- 全体としては、「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」を事務・権限の移譲を受けるメリットと考える意見が最も多かった。
- ただし、指定都道府県と指定市町村では事務・権限の移譲を受けるメリットの考えが下記のように異なった。
 - ・ 自家用有償旅客運送の実施主体ではない指定都道府県では「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、登録・監督事務を通じて、運送主体や利用者の生の声がダイレクトに入るようになり、自家用有償旅客運送をめぐる実情や課題を把握でき、適切かつ円滑な対応が可能となる。」との意見が最も多かった。
 - ・ 自家用有償旅客運送の実施主体となることも多く、地域交通の現場と距離の近い指定市町村では「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」との意見が最も多かったが、「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、自家用有償旅客運送の登録等について、地域のまちづくりや福祉施策と併せて検討できる。」「地域のニーズや実情に合わせた柔軟な登録基準の判断(交通空白地の捉え方等)や登録等事務の運用(提出書類の簡素化等)が可能となる。」といったメリットが多く挙げられた。

(別紙) 自家用有償旅客運送 指定都道府県・指定市町村一覧

<指定都道府県> 8 県

| 都道府県 | 告示日 |
|------|-----------------|
| 栃木県 | H 2 8 . 4 . 1 |
| 埼玉県 | |
| 新潟県 | H 2 7 . 4 . 1 |
| 長野県 | |
| 岡山県 | H 2 8 . 4 . 1 |
| 佐賀県 | H 2 7 . 4 . 1 |
| 大分県 | H 2 7 . 1 0 . 1 |
| 鹿児島県 | H 2 8 . 4 . 1 |

<指定市町村> 1 1 市区町村

| 都道府県 | 市区町村 | 告示日 |
|------|------|---------------|
| 北海道 | 美深町 | H 2 7 . 4 . 1 |
| | 豊富町 | |
| | 池田町 | |
| 茨城県 | 五霞町 | H 2 8 . 4 . 1 |
| 東京都 | 江東区 | |
| 神奈川県 | 横浜市 | H 2 8 . 1 . 4 |
| | 大和市 | H 2 7 . 4 . 1 |
| 富山県 | 富山市 | |
| 徳島県 | つるぎ町 | |
| 熊本県 | 山江村 | H 2 7 . 4 . 1 |
| | 球磨村 | |

※告示日別 指定都道府県・市町村の数

- ・H27. 4. 1指定 :3県、8市町村
- ・H27. 10. 1指定 :1県
- ・H28. 1. 4指定 :1市
- ・H28. 4. 1指定 :4県、2町区

地域公共交通に係る平成28年の地方からの提案等に関する 対応方針に対するフォローアップ状況

| 事項 | 提案団体 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-------------------------------------|------|--|---|
| 道路運送法上の申請事案に係る 手続の簡素化 (道路運送法) | 中津川市 | 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、 <u>地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請については、 <u>路線等の書類を運輸支局等に提出する必要があるが、これらの書類のうち、地域公共交通会議における協議書類と重複し、かつ、変更なく協議が調ったものについては、提出の省略を可能とする。なお、その手段については今後検討し、平成29年中に措置する。</u> |